

議第263号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 11京都市上下水道局水道施設整備費国庫補助事業に係る事前評価第三者委員会の項を次のように改める。

| | | | |
|------------------------------------|--|------|-------------------------|
| 京都市上下水道局水道施設整備費国庫補助事業に係る事前評価第三者委員会 | 水道施設整備費に係る国庫補助事業に関し京都市上下水道局公共事業庁内評価委員会が実施する事前評価の方法、結果及び対応方針に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。 | 5人以内 | 1年 |
| 京都市上下水道局南部拠点整備事業受託者選定委員会 | 京都市上下水道局南部拠点整備事業に関する庁舎等の設計、建設、維持管理及び運営に係る受託者の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。 | 5人以内 | 委嘱又は任命の日からその日の属する年の末日まで |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

市長の附属機関として京都市上下水道局南部拠点整備事業受託者選定委員会を設置する必要があるので提案する。